

改定前 (旧)	改定後 (新)
<p style="text-align: center;">2022年3月29日制定 2022年10月25日改定</p>	<p style="text-align: center;">2022年3月29日制定 2022年10月25日改定 2022年11月17日改定</p>
<p>信州めぐりフリーパス 2022（首都圏出発プラン）利用約款</p> <p>第1条～第3条 省略</p> <p>（申込方法等）</p> <p>第4条 本商品の申込期間は、2022年3月29日（火）から2022年11月30日（水）までとします。</p> <p>一 実施期間は、2022年4月1日（金）から2022年4月26日（火）まで、2022年5月10日（火）から2022年8月8日（月）まで、2022年8月18日（木）から2022年11月30日（水）までとします。</p> <p>二 利用期間は、第一号の実施期間のうち、事前に申込みした利用開始日を含め連続する最大2日間または3日間（利用開始日の0時から利用最終日の24時まで。ただし、利用開始日当日に申し込みをされた場合、申し込み手続きが完了した時点から利用最終日の24時まで）とします。</p> <p>2 各通行にかかる通行日の判定は、入口料金所または出口料金所の</p>	<p>信州めぐりフリーパス 2022（首都圏出発プラン）利用約款</p> <p>第1条～第3条 省略</p> <p>（申込方法等）</p> <p>第4条 本商品の申込期間は、2022年3月29日（火）から2023年3月31日（金）までとします。</p> <p>一 実施期間は、2022年4月1日（金）から2022年4月26日（火）まで、2022年5月10日（火）から2022年8月8日（月）まで、2022年8月18日（木）から2022年12月27日（火）まで、2023年1月5日（木）から2023年3月31日（金）までとします。</p> <p>二 利用期間は、第一号の実施期間のうち、事前に申込みした利用開始日を含め連続する最大2日間または3日間（利用開始日の0時から利用最終日の24時まで。ただし、利用開始日当日に申し込みをされた場合、申し込み手続きが完了した時点から利用最終日の24時まで）とします。</p> <p>2 各通行にかかる通行日の判定は、入口料金所または出口料金所の</p>

通行日時をもって行います。

第5条～第9条 略

(ETCマイレージサービスの特別ポイントの付与)

第10条 2022年11月7日(月)から2022年11月30日(水)までの期間における、月曜日から金曜日までの間の日のみを利用期間として申込み、第7条第1項に定める通行を行った場合、ETCマイレージサービスの特別ポイントを、本商品の料金の額10円毎に1.5ポイント付与するものとします。

2 前項に定める特別ポイントは、本商品の利用のあった月の翌々月20日までに付与します。

第11条～第15条 略

附則

本約款は、2022年10月25日(火)14時から施行します。なお、この約款の施行の際現に改定前の約款による本商品の申込みが完了している申込者についても、この約款の規定を適用します。

別表1～別表2 略

通行日時をもって行います。

第5条～第9条 略

(ETCマイレージサービスの特別ポイントの付与)

第10条 2022年11月7日(月)から2022年12月27日(火)まで、2023年1月5日(木)から2023年3月31日(金)までの期間における、月曜日から金曜日までの間の平日のみを利用期間として申込み、第7条第1項に定める通行を行った場合、ETCマイレージサービスの特別ポイントを、本商品の料金の額10円毎に1.5ポイント付与するものとします。

2 前項に定める特別ポイントは、本商品の利用のあった月の翌々月20日までに付与します。

第11条～第15条 略

附則

本約款は、2022年11月17日(木)14時から施行します。

別表1～別表2 略

改定前 (旧)	改定後 (新)
<p style="text-align: center;">2022年3月29日制定 2022年10月25日改定</p>	<p style="text-align: center;">2022年3月29日制定 2022年10月25日改定 2022年11月17日改定</p>
<p>信州めぐりフリーパス 2022 (名古屋出発プラン) 利用約款</p> <p>第1条～第3条 省略</p> <p>(申込方法等)</p> <p>第4条 本商品の申込期間は、2022年3月29日(火)から2022年11月30日(水)までとします。</p> <p>一 実施期間は、2022年4月1日(金)から2022年4月26日(火)まで、2022年5月10日(火)から2022年8月8日(月)まで、2022年8月18日(木)から2022年11月30日(水)までとします。</p> <p>二 利用期間は、第一号の実施期間のうち、事前に申込みした利用開始日を含め連続する最大2日間または3日間(利用開始日の0時から利用最終日の24時まで。ただし、利用開始日当日に申し込みをされた場合、申し込み手続きが完了した時点から利用最終日の24時まで)とします。</p> <p>2 各通行にかかる通行日の判定は、入口料金所または出口料金所の</p>	<p>信州めぐりフリーパス 2022 (名古屋出発プラン) 利用約款</p> <p>第1条～第3条 省略</p> <p>(申込方法等)</p> <p>第4条 本商品の申込期間は、2022年3月29日(火)から2023年3月31日(金)までとします。</p> <p>一 実施期間は、2022年4月1日(金)から2022年4月26日(火)まで、2022年5月10日(火)から2022年8月8日(月)まで、2022年8月18日(木)から2022年12月27日(火)まで、2023年1月5日(木)から2023年3月31日(金)とします。</p> <p>二 利用期間は、第一号の実施期間のうち、事前に申込みした利用開始日を含め連続する最大2日間または3日間(利用開始日の0時から利用最終日の24時まで。ただし、利用開始日当日に申し込みをされた場合、申し込み手続きが完了した時点から利用最終日の24時まで)とします。</p> <p>2 各通行にかかる通行日の判定は、入口料金所または出口料金所の</p>

通行日時をもって行います。

第5条～第9条 略

(ETCマイレージサービスの特別ポイントの付与)

第10条 2022年11月7日(月)から2022年11月30日(水)までの期間における、月曜日から金曜日までの間の日のみを利用期間として申込み、第7条第1項に定める通行を行った場合、ETCマイレージサービスの特別ポイントを、本商品の料金の額10円毎に1.5ポイント付与するものとします。

2 前項に定める特別ポイントは、本商品の利用のあった月の翌々月20日までに付与します。

第11条～第15条 略

附則

本約款は、2022年10月25日(火)14時から施行します。なお、この約款の施行の際現に改定前の約款による本商品の申込みが完了している申込者についても、この約款の規定を適用します。

別表1～別表2 略

通行日時をもって行います。

第5条～第9条 略

(ETCマイレージサービスの特別ポイントの付与)

第10条 2022年11月7日(月)から2022年12月27日(火)まで、2023年1月5日(木)から2023年3月31日(金)までの期間における、月曜日から金曜日までの間の平日のみを利用期間として申込み、第7条第1項に定める通行を行った場合、ETCマイレージサービスの特別ポイントを、本商品の料金の額10円毎に1.5ポイント付与するものとします。

2 前項に定める特別ポイントは、本商品の利用のあった月の翌々月20日までに付与します。

第11条～第15条 略

附則

本約款は、2022年11月17日(木)14時から施行します。

別表1～別表2 略

改定前 (旧)	改定後 (新)
<p style="text-align: center;">2022年3月29日制定 2022年10月25日改定</p>	<p style="text-align: center;">2022年3月29日制定 2022年10月25日改定 2022年11月17日改定</p>
<p>信州めぐりフリーパス 2022 (周遊プラン) 利用約款</p> <p>第1条～第3条 省略</p> <p>(申込方法等)</p> <p>第4条 本商品の申込期間は、2022年3月29日(火)から2022年11月30日(水)までとします。</p> <p>一 実施期間は、2022年4月1日(金)から2022年4月26日(火)まで、2022年5月10日(火)から2022年8月8日(月)まで、2022年8月18日(木)から2022年11月30日(水)までとします。</p> <p>二 利用期間は、第一号の実施期間のうち、事前に申込みした利用開始日を含め連続する最大2日間または3日間(利用開始日の0時から利用最終日の24時まで。ただし、利用開始日当日に申し込みをされた場合、申し込み手続きが完了した時点から利用最終日の24時まで)とします。</p> <p>2 各通行にかかる通行日の判定は、入口料金所または出口料金所の</p>	<p>信州めぐりフリーパス 2022 (周遊プラン) 利用約款</p> <p>第1条～第3条 省略</p> <p>(申込方法等)</p> <p>第4条 本商品の申込期間は、2022年3月29日(火)から2023年3月31日(金)までとします。</p> <p>一 実施期間は、2022年4月1日(金)から2022年4月26日(火)まで、2022年5月10日(火)から2022年8月8日(月)まで、2022年8月18日(木)から2022年12月27日(火)まで、2023年1月5日(木)から2023年3月31日(金)までとします。</p> <p>二 利用期間は、第一号の実施期間のうち、事前に申込みした利用開始日を含め連続する最大2日間または3日間(利用開始日の0時から利用最終日の24時まで。ただし、利用開始日当日に申し込みをされた場合、申し込み手続きが完了した時点から利用最終日の24時まで)とします。</p> <p>2 各通行にかかる通行日の判定は、入口料金所または出口料金所の</p>

通行日時をもって行います。

第5条～第9条 略

(ETCマイレージサービスの特別ポイントの付与)

第10条 2022年11月7日(月)から2022年11月30日(水)までの期間における、月曜日から金曜日までの間の日のみを利用期間として申込み、第7条第1項に定める通行を行った場合、ETCマイレージサービスの特別ポイントを、本商品の料金の額10円毎に1.5ポイント付与するものとします。

2 前項に定める特別ポイントは、本商品の利用のあった月の翌々月20日までに付与します。

第11条～第15条 略

附則

本約款は、2022年10月25日(火)14時から施行します。なお、この約款の施行の際現に改定前の約款による本商品の申込みが完了している申込者についても、この約款の規定を適用します。

別表 略

通行日時をもって行います。

第5条～第9条 略

(ETCマイレージサービスの特別ポイントの付与)

第10条 2022年11月7日(月)から2022年12月27日(火)まで、2023年1月5日(木)から2023年3月31日(金)までの期間における、月曜日から金曜日までの間の平日のみを利用期間として申込み、第7条第1項に定める通行を行った場合、ETCマイレージサービスの特別ポイントを、本商品の料金の額10円毎に1.5ポイント付与するものとします。

2 前項に定める特別ポイントは、本商品の利用のあった月の翌々月20日までに付与します。

第11条～第15条 略

附則

本約款は、2022年11月17日(木)14時から施行します。

別表 略